

板橋区立福祉園及び
板橋区立障がい者福祉センター
指定管理者募集要項

令和7年6月

板橋区

目 次

1	募集の趣旨	P1
2	募集の基本事項	
	(1) 施設の設置目的	P1
	(2) SDGs を踏まえた目標と基本理念	P1
	(3) 募集施設(数)	
	(4) 「高島平福祉園」及び「障がい者福祉センター」の 指定管理者の選考について	P1
	(5) 指定期間	P2
3	各施設の基本事項	
	(1) 福祉園の事業及び定員	P3
	(2) 概要	P4
	(3) 福祉園等の今後の方向性について	P7
4	指定管理者が行う業務等	
	(1) 指定管理者が行う業務	P7
	(2) 指定管理者による管理の基準(行動規範)	P8
	(3) 休業日	P8
5	職員の配置	P8
6	利用料金制の採否	P8
7	指定管理料	
	(1) 提案上限額	P8
	(2) 各年度の指定管理料	P9
	(3) 本社経費について	P9
8	応募資格等	
	(1) 応募者の所在地及び運営事業	P10
	(2) 応募者の要件	P10
9	募集要項等の配付及び説明会	
	(1) 募集要項等の配付	P10
	(2) 公募説明会・施設見学	P10
	(3) 募集要項等の配付、公募説明会・ 施設見学の参加に関する問合せ	P11
10	申請書類の受付	
	(1) 受付日時	P12
	(2) 受付場所	P12

11	提出書類	
(1)	提出部数	P12
(2)	提出形態	P12
12	応募にあたっての留意事項	
(1)	著作権の帰属等	P16
(2)	提出書類の情報公開	P16
(3)	費用の負担	P16
(4)	使用言語及び単位	P16
(5)	資料の取扱い	P16
(6)	経営状況の評価	P16
(7)	個別接触の禁止	P16
(8)	追加資料の提出	P16
(9)	応募の辞退	P16
13	選定について	
(1)	選定方法	P17
(2)	第一次審査(書類審査)	P17
(3)	第二次審査(プレゼンテーション)	P17
(4)	選定スケジュール(予定)	P17
14	選定基準	P18
15	候補者選定結果	P18
16	指定管理者の決定	P18
17	決定後の手続き	
(1)	事業者と区の協議	P18
(2)	協定の締結等	P18
18	業務の引継ぎ及び原状回復義務	
(1)	現在の指定管理者からの引継ぎ	P19
(2)	指定管理期間終了後の次期(後任)指定管理者への引継ぎ	P19
19	指定の取消し等	
(1)	区による指定の取消し等	P19
(2)	管理業務の継続が困難となった場合	P20
20	本件公募に関する担当	P20

板橋区立福祉園及び障がい者福祉センター指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

板橋区では、「公の施設」の管理について、民間の持つ能力を最大限に活用し区民サービスの向上とコスト削減を図る指定管理者制度を導入しています。

板橋区立福祉園及び障がい者福祉センターの計10施設について、令和8年3月31日をもって、第4期の指定管理期間が満了することに伴い、障がい者の福祉向上に寄与し、良好な施設運営に取り組む、意欲のある社会福祉法人を募集します。

2 募集の基本事項

(1) 施設の設置目的

① 福祉園

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「法」という。)」に定める障害福祉サービス(生活介護・就労継続支援B型・短期入所)を提供するほか、児童福祉法に定める児童発達支援センター、区独自事業である緊急保護等の事業を実施します。排泄や食事の介助、身体機能の維持向上、創作的活動、働く場の提供等を行うことにより、自立の促進、生活の改善を図り、障がい者及びその家族等の生活を支援します。

② 障がい者福祉センター

障がい者やその家族等を対象とした総合的な相談業務を実施するほか、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者の能力や適性に応じた必要な指導、訓練等を行います。また、創作的活動等、社会活動への参加・交流促進等の便宜を図ります。

(2) SDGs を踏まえた目標と基本理念

指定管理者は SDGs(持続可能な開発目標)の 17 のゴールのうち、「すべての人に健康と福祉を」「働きがいも経済成長も」「人や国の不平等をなくそう」を目標に、利用者に寄り添った支援を実現します。

(3) 募集施設(数)

区立福祉園(9園)及び障がい者福祉センターの計10施設について、1施設につき1指定管理者を募集します。

なお、同一法人が複数の施設に応募することは可能です。

(4) 「高島平福祉園」及び「障がい者福祉センター」の指定管理者の選考について

同じ建物内にある「高島平福祉園」と「障がい者福祉センター」については、施設管理や人員体制面等、一体的、効率的な管理運営を行うことにより費用削減が期待されることから、効果的な一体運営の提案があった場合、順位決定の際に加点を行います。

(5) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

3 各施設の基本事項

※事業種別について

福祉園

- ・ 生活介護 法第5条第7項に規定する生活介護事業
- ・ 就労継続支援B型 . . . 法第5条の14及び同法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型事業
- ・ 重心 法第5条7項に規定する生活介護事業で、「東京都重症心身障害児(者)通所事業実施要綱」に基づき東京都が都重心通所事業所として指定した事業
- ・ 児童発達支援センター . . . 「児童福祉法」第43条に規定する施設
- ・ 児童発達支援 児童発達支援センターによる「児童福祉法」第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援事業
- ・ 保育所等訪問支援 . . . 児童発達支援センターによる「児童福祉法」第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援事業
- ・ 障害児相談支援 . . . 児童発達支援センターによる「児童福祉法」第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業
- ・ 特定相談支援 児童発達支援センター又は赤塚ホームによる法第5条第18項に規定する特定相談支援事業
- ・ 短期入所 法第5条第8項に規定する短期入所事業
- ・ 緊急保護 板橋区立福祉園条例第8条に規定する赤塚ホーム緊急保護事業
- ・ 入浴訓練 別紙1「板橋区立福祉園入浴訓練実施要領(平成22年4月1日福祉部長決定)」に基づく入浴訓練事業

障がい者福祉センター

- ・ 障害者相談支援 . . . 法第77条第1項第3号に規定する障害相談支援事業
- ・ 相談支援 法第5条第18項に規定する相談支援事業
- ・ 地域活動支援センター 法第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センター事業
- ・ 障がい者虐待防止センター . . . 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第32条第2項に規定する障害者虐待防止センター事業
- ・ 基幹相談支援センター 法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター事業

(1) 福祉園の事業及び定員

園の行う事業、園の定員および利用者数は下表のとおりです。

名称		事業	定員 ^{※1} (R8.4.1 見込)	利用者数 (R7.4.1 時点)
東京都板橋区立 加賀福祉園		生活介護事業	25 人	23 人
		就労継続支援 B 型事業	40 人	37 人
		児童発達支援	30 人	31 人
		保育所等訪問支援 ^{※2} 、障害 児相談支援事業及び特定相 談支援事業	-	-
東京都板橋区立 小茂根福祉園		生活介護事業	40 人	37 人
		就労継続支援 B 型事業	30 人	26 人
東京都板橋区立 高島平福祉園		生活介護事業	30 人	27 人
		就労継続支援 B 型事業	30 人	26 人
東京都板橋区立 高島平福祉園分 場		就労継続支援 B 型事業	20 人	16 人
東京都板橋区立 蓮根福祉園		就労継続支援 B 型事業	60 人	48 人
東京都板橋区立 前野福祉園		就労継続支援 B 型事業	30 人	27 人
東京都 板橋区 立 赤 塚 福祉園	赤塚 ホーム	生活介護事業	50 人	36 人
		就労継続支援 B 型事業	40 人	37 人
		短期入所	2 人	-
		緊急保護	6 人	-
		特定相談支援事業 ^{※2}	-	-
東京都板橋区立 徳丸福祉園		生活介護事業	90 人	83 人
		就労継続支援 B 型事業	40 人	39 人
東京都板橋区立 小豆沢福祉園		生活介護事業	54 人	50 人
		入浴訓練事業	-	-
東京都板橋区立 三園福祉園		生活介護事業	40 人	31 人
東京都板橋区立 障がい者福祉セ ンター		障害者相談支援、相談支援、 地域活動支援センター、障 がい者虐待防止センター、 基幹相談支援センター等	-	-

※1 定員について

本募集要項に記載する提案上限額は、本定員数により算定しています。

なお、利用者数の増減や各施設の受入能力に応じ、定員の弾力化を実施する場合があります。その場合、人件費について年度協定締結時に増減調整を行う場合があります。

※2 令和9年度からの実施を想定しています。

(2) 概要

① 板橋区立加賀福祉園の概要

ア 所在地

東京都板橋区加賀一丁目7番2号

(最寄り駅) 都営三田線板橋区役所前駅から徒歩12分

JR埼京線板橋駅又は十条駅から徒歩15分

イ 建物概要

敷地面積 3,231.82 m²

建物面積 1,646.2 m²

延床面積 2,748.65 m²

構造・規模 鉄筋コンクリート造 地上2階建 一部平屋

竣工 昭和55年4月1日

開設年月日 昭和47年4月1日

② 板橋区立小茂根福祉園の概要

ア 所在地

東京都板橋区小茂根三丁目12番21号

(最寄り駅) 東京メトロ有楽町線・副都心線・西武有楽町線

小竹向原駅から徒歩10分

バス停留所小茂根下車 徒歩5分

イ 建物概要

敷地面積 1,278.15 m²

建物面積 642.26 m²

建延床面積 1,322.15 m²

構造・規模 鉄骨造 地上3階

竣工 昭和57年3月26日

開設年月日 昭和57年4月1日

③ 板橋区立高島平福祉園の概要

ア 本園所在地

東京都板橋区高島平九丁目25番12号

(最寄り駅) 都営三田線高島平・西台駅から徒歩12分

イ 本園建物概要

敷地面積 1,482.44 m²
建物面積 661.76 m²(障がい者福祉センター併設)
延床面積 1,369.26 m²(障がい者福祉センター1、2階部)
構造・規模 鉄筋コンクリート造 地上5階建
竣 工 昭和61年6月18日
開設年月日 昭和61年6月25日

ウ 分場所在地

東京都板橋区高島平九丁目1番8-201号
(最寄り駅)都営三田線西台駅から徒歩5分

エ 分場建物概要

敷地面積 137,226.59 m²(都営住宅敷地内)
建物面積 30,383.13 m²
延床面積 707.06 m²(都営住宅1階部分)
構造・規模 鉄筋コンクリート造地上14階建
竣 工 昭和54年1月1日
開設年月日 平成13年4月1日

④ 板橋区立蓮根福祉園の概要

ア 所在地

東京都板橋区坂下二丁目8番1-101号
(最寄り駅)都営三田線志村三丁目駅から 徒歩8分

イ 建物概要

敷地面積 1,958.61 m²(都営住宅敷地内)
建物面積 1,155.58 m²
延床面積 1,430.79 m²(都営住宅1・2階部)
構造・規模 鉄筋コンクリート造地上5階建
竣 工 平成元年2月22日
開設年月日 平成元年4月1日

⑤ 板橋区立前野福祉園の概要

ア 所在地

東京都板橋区前野町四丁目16番1号
(最寄り駅)都営三田線志村坂上駅から徒歩10分

イ 建物概要

敷地面積 2,102.53 m²(おとしより保健福祉センター内)
建物面積 1,218.48 m²
延床面積 748.27 m²(おとしより保健福祉センター2階・地下1階部)
構造・規模 鉄筋コンクリート造地上3階地下1階
竣 工 平成3年3月29日
開設年月日 平成3年4月1日

⑥ 板橋区立赤塚福祉園及び赤塚ホームの概要

ア 所在地

東京都板橋区赤塚六丁目 19 番 14 号
(最寄り駅)東武東上線下赤塚駅徒歩 10 分

イ 建物概要

敷地面積 4,340.35 m²
建物面積 1,597.34 m²
延床面積 2,789.63 m²
構造・規模 鉄筋コンクリート造地上 2 階地下 1 階
竣 工 平成 5 年 3 月
開設年月日 平成 5 年 4 月 1 日

⑦ 板橋区立徳丸福祉園の概要

ア 所在地

東京都板橋区徳丸三丁目 41 番 16 号
(最寄り駅)東武東上線東武練馬駅から徒歩 18 分

イ 建物概要

敷地面積 2,011.12 m²
建物面積 1,065.18 m²
延床面積 3,292.51 m²
構造・規模 鉄筋コンクリート造地上 3 階地下 1 階
竣 工 平成 9 年 2 月 24 日
開設年月日 平成 9 年 4 月 1 日

⑧ 板橋区立小豆沢福祉園の概要

ア 所在地

東京都板橋区東坂下一丁目 4 番 9 号
(最寄り駅)都営三田線志村坂上駅から徒歩 10 分

イ 建物概要

敷地面積 1,609.41 m²(特別区人事厚生事務組合宿所提供施設併設)
建物面積 1,009.44 m²
延床面積 1,209.27 m²(特別区人事厚生事務組合宿所提供施設 1・2 階部)
構造・規模 鉄筋コンクリート造地上 6 階地下 1 階
竣 工 平成 13 年 2 月 23 日
開設年月日 平成 13 年 4 月 1 日

⑨ 板橋区立三園福祉園の概要

ア 所在地

東京都板橋区三園二丁目 9 番 16 号
(最寄り駅)都営三田線西高島平駅から徒歩 7 分

イ 建物概要

敷地面積 1,301.97 ㎡

建物面積 731.38 ㎡

延床面積 1,296.77 ㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造地上2階

竣工 平成23年5月20日

開設年月日 平成23年6月1日

⑩ 板橋区立障がい者福祉センター

ア 所在地

東京都板橋区高島平九丁目25番12号

(最寄り駅) 都営三田線 高島平・西台駅から 徒歩12分

イ 建物概要

敷地面積 1,482.44 ㎡(高島平福祉園併設)

建物面積 661.76 ㎡

延床面積 1,099.71 ㎡(障がい者福祉センター3、4階部)

構造・規模 鉄筋コンクリート造 地上5階建

竣工 昭和61年6月18日

開設年月日 昭和61年6月25日

(3) 福祉園等の今後の方向性について

① 建て替えについて

福祉園等10施設のうち、7施設が築30年以上経過しており、改築や大規模改修、修繕などを計画的に進めて行く必要があります。安全安心な施設環境で園生活を送れるよう、本指定期間中に改築や移転についての検討を行う場合があります。その際は、別途協議します。

② 民営化について

板橋区では、「いたばし No.1 実現プラン 2025 改訂版」等に基づき区立福祉園の民営化・あり方検討を進めてきました。次期指定管理期間内においても、施設の老朽化や利用者の高齢化と障がいの重度化など福祉園を取り巻く課題の解決に向けて民営化を含めた適切なサービス提供の検討を引き続き実施していきます。

4 指定管理者が行う業務等

(1) 指定管理者が行う業務

① 各施設で定められた事業を実施すること

② 施設の建物、設備等の維持管理を行うこと

③ その他、施設の管理運営に関し区長が必要と認める業務を行うこと

※ 業務の詳細は別紙2「指定管理業務仕様書(福祉園)」別紙3「指定管理業務仕様書(障がい者福祉センター)」を参照してください。

また、福祉園における開園日、開園時間等、利用者支援に関する施設運営の基本的事項については条例の規定によるほか、別紙4「板橋区立福祉園平準化基準(平成14年4月1日制定)」に則り実施してください。

(2) 指定管理者による管理の基準(行動規範)

- ① 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと
- ② 利用者に対し適切な支援等を行うこと
- ③ 福祉園(障がい者福祉センター)の施設及び設備の維持管理を適切に行うこと
- ④ 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと

(3) 休業日

休業日及び利用時間は条例及び規則に定めのある通りとします。ただし、指定管理者は区の承認を得て、休業日及び利用時間を変更することが可能です。

5 職員の配置

職員の配置については、応募者の提案事項としますが、以下の点にご留意ください。

- (1) 職員配置は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)」の規定以上とします。また、障害福祉サービス等の報酬における人員配置体制や専門職加算については、最上位区分の取得に努めるものとします。さらに、利用者の性別構成等に配慮し、職務内容に応じた適切な有資格者を配置することで、安定的な支援体制を確保してください。
- (2) 施設には、福祉園の管理業務を円滑適正に履行するため、管理業務に係る責任者及びその職務を代理する者を配置してください。
- (3) 給食調理及び労務作業については外部委託を基本とします。これらの業務において、調理員・作業員等の直接雇用の職員を配置する場合は、当該業務の総人件費が外部委託した場合を上回らない程度の費用に収まるように配置してください。

6 利用料金制の採否

利用料金制は採用しません。

7 指定管理料

(1) 提案上限額

施設名	提案上限額(年額)
加賀福祉園	426,706,200円
小茂根福祉園	339,940,000円
高島平福祉園	351,412,000円

蓮根福祉園	1 3 3, 9 5 6, 8 0 0 円
前野福祉園	9 4, 1 7 9, 0 0 0 円
赤塚福祉園	4 4 4, 7 6 2, 3 0 0 円
徳丸福祉園	5 5 7, 1 0 4, 0 0 0 円
小豆沢福祉園	3 2 7, 9 4 1, 8 0 0 円
三園福祉園	2 7 9, 2 2 5, 0 0 0 円
障がい者福祉センター	1 5 4, 3 4 3, 6 0 0 円

※ 区立福祉園の介護給付費・訓練等給付費、利用者自己負担金は、区の歳入となります。提案額の算定にあたってご留意願います。

※ 障がい者福祉センターの相談支援に係る給付費は指定管理者の収入となりますが、給付費相当分は、年度末の精算時に区に返還していただきます。提案額の算定にあたってご留意願います。

※ 指定管理料の額は、「事務諸経費」（＝本社経費）の額も含め応募者の提案事項とし、応募の際に提出する指定管理料積算書に示してください。

（２） 各年度の指定管理料

指定期間内の各年度（４月１日から翌年３月３１日まで）の指定管理料は、応募時の提案を基に、区の予算額の範囲内で、区と指定管理者の協議によって「年度協定」により定めます。原則として年度途中において、指定管理料の増額または減額は行わないものとします。自然災害や突発的な修繕など特別な場合の指定管理料の増額については、別途協議を行います。

（３） 本社経費について

区では、指定管理料の適正化と安定的な指定管理業務の遂行を確保するため、あらかじめ、本指定管理業務における指定管理者の適正な本社経費率の妥当性を確認します。

その手続きは以下のとおりです。

- ① 応募の際提出いただく指定管理料積算書において、想定される本社経費を提示していただきます。

本社経費の算定に当たり、以下の項目を明らかにした書類を指定管理料積算書に添えて提出してください。様式は任意としますが、参考様式として指定管理料積算書に添付された「本社経費の内訳」をご活用ください。

（ア） 本社経費の算出根拠とその科目（内訳）

※科目は税理士が妥当性を判断できるよう具体的に記入してください。

（イ） 応募団体の財務諸表において上記①の科目に対応する額

※財務諸表上、その科目が明らかでない場合は、財務諸表と指定管理料積算書が比較できるように財務諸表を作り替えるなどにより対応してください。

- ② 東京税理士会板橋支部により妥当な本社経費率を算出します。
- ③ 基本協定を締結する際に、税理士会が算出した本社経費率及び過去の実績を

勘案しながら、区と指定管理者で協議の上、本社経費を決定します。

8 応募資格等

(1) 応募者の所在地及び運営事業

各施設で定められた事業の運営を円滑に行うことが可能で、東京都内または東京都に隣接する県において、法に規定されている指定障害福祉サービスのうち、公募対象施設と同種のサービスを運営している社会福祉法人とします。

(2) 応募者の要件

① 法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次の要件を満たす団体であること

ア 団体又はその代表者が破産者で復権を得ない者でないこと

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定により、本区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと

ウ 募集に対し、申込時点から議会において指定が議決されるまでの間に板橋区の入札参加資格停止措置を受けていないこと

エ 会社更生法に基づき更生手続開始申立てがなされていないこと

オ 民事再生法に基づき再生手続開始申立てがなされていないこと

カ 税等を滞納していないこと

キ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本区及び他の地方公共団体から指定の取消し又は停止を受けていないこと

ク 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けていないこと

② 指定管理者候補の法人及びその役員が、次の要件を満たすこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと

イ 議員、区長及び副区長が、代表者その他の役員でないこと

※区長、副区長については、区が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上出資している団体を除く。

ウ 当該教育委員会の職務については、教育委員会委員が、代表者その他の役員でないこと

※区が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上出資している団体を除く。

9 募集要項等の配付及び説明会

(1) 募集要項等の配付

本公募に必要な募集要項、業務仕様書及び様式等は区ホームページへ掲載します。

公開開始：令和7年6月30日(月)から

区ホームページアドレス <http://www.city.itaBashi.tokyo.jp/>

(2) 公募説明会・施設見学(現地集合)

下記の日程で、公募説明会及び施設見学会を行います。参加は必須ではありませんが、参加いただけない事業者にあらかじめ説明及び見学の機会は設けませんのであらかじめご了承ください。

① 日時

令和7年7月18日(金) 13:00～高島平福祉園 15:00～障がい者福祉センター
令和7年7月22日(火) 9:30～ 赤塚福祉園 14:00～ 徳丸福祉園
令和7年7月23日(水) 9:30～ 三園福祉園 14:00～ 小茂根福祉園
令和7年7月24日(木) 9:30～ 前野福祉園 14:00～小豆沢福祉園
令和7年7月25日(金) 9:30～ 蓮根福祉園 14:00～ 加賀福祉園
※説明会、施設見学合わせて所要2時間程度を予定しております。

② 場 所

各施設(所在地等は「3 募集施設の基本事項」参照)

③ 参加申込方法

令和7年7月11日(金)午後5時までに、「公募説明会・施設見学参加申込書」(様式1)に必要事項を記入の上、電子メールにより申し込んでください。申し込みを確認後、区から受信確認メールを送信します。届かなければ区宛てに電話で確認をしてください。

※当日の参加人数は1事業者につき2名までとします。

④ 参考資料の配付

経費実績や利用状況などの参考資料を、公募説明会席上で配付いたします。

⑤ 質問の受付

募集要項の内容等に関する個別・具体的な質問については、下記期間に受付をし、質問のあった全部の事業者に、質問内容及び回答を送付いたします。

- ・受付期間 令和7年7月17日(木)まで
- ・受付方法 「質問票」(様式2)によりEメールで送信してください。
- ・質問回答予定日 令和7年7月22日(火)以降順次

⑥ 公募説明会・施設見学当日の留意事項

ア 現地では「募集要項」・「指定管理業務仕様書」は配付しませんので、必ず事前にホームページから入手の上、お持ちください。

イ 現地集合・現地解散となりますが、駐車スペースがございませんので、車でのご来園はご遠慮願います。

(3) 募集要項等の配付、公募説明会・施設見学の参加に関する問合せ

板橋区 福祉部 障がい政策課 施設係 「指定管理者公募担当」

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1 板橋区役所南館3階

電 話 03-3579-2363 FAX 03-3579-4159

E-mail : f-shisetu@city.itaBashi.tokyo.jp

10 申請書類の受付

「提出書類一覧」(様式3)に示す書類を必要部数揃え、事前に電話連絡のうえ、下

記により受付場所にお持ちください。(郵送、FAX 等では受け付けません。)

(1) 受付日時

令和7年7月29日(火)～8月1日(金)午前9時～午後5時まで

※提出期限以後の変更及び追加は認めません。

(2) 受付場所

板橋区福祉部障がい者福祉課施設係(区役所南館3階 24番窓口)

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1

電話：03-3579-2363

11 提出書類

(1) 提出部数

9部(正本1部及び副本8部)

※応募書類とあわせ、書類をPDF化してファイルにまとめ、区が指定するファイルストレージシステムを利用して、提出してください。

ファイルストレージシステムの利用には、事前に区から所定のメールを受け取る必要があります。応募を希望する事業者の方は、7月30日の正午までに、必ず問い合わせ先までメールでご連絡ください。折り返しのメールを送付いたします。

(2) 提出形態

原則、A4版で作成し、縦型ファイルに綴じて(左綴じ)、提出ください。

ファイルは以下の「法人関係書類」「事業関係書類」「参考資料」に分けて編纂してください。

① 法人関係書類

ア 提出書類一覧(チェックリスト) 様式3

イ 指定管理者指定申請書 様式4

ウ 誓約書 様式5

エ 法人の事業経歴及び事業案内 自由様式

オ 法人の理念 自由様式

カ 法人登記事項証明書(発行後3か月以内の謄本) 正本1部のみで可

キ 役員の構成・氏名・履歴 自由様式

ク 評議員名簿 自由様式

ケ 定款(理事長による真正である旨の付記が理事長の押印をともなうて行われたもの) 自由様式

コ 社会福祉法に規定する事業報告、財産目録、貸借対照表、事業収支計算書及び監事の意見を記載した書面の写し(過去3事業年度分) 自由様式

サ 都・県の社会福祉法人本部実施の直近の指導検査報告書 自由様式

シ 管理規程

ス 就業規程

セ 給与規程

ソ 危機管理・法令順守(コンプライアンス)・個人情報保護に関する内部規程

② 事業関係書類

「事業関係書類」の内容は、次に掲げる提案項目に沿って、まとめてください。

<提案項目>

ア 事業に関する基本理念

設置目的を達成するための管理運営に係る経営方針、SDGs の理念を踏まえた区の施策との整合性

イ 園の運営方針

当該施設を取り巻く環境やニーズに対する理解・対応、重度化・高齢化や医療ケア者(児)の考え方

ウ 生活介護事業の役割と活動【該当施設のみ】

エ 就労継続支援B型事業の役割と活動【該当施設のみ】

オ 児童発達支援センター事業の役割と活動(予定含む)【加賀福祉園のみ】

今後、児童発達支援センターは、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、特定相談支援を行い、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担っていく必要があります。このセンターの運営に関する基本的な考え方や中核機能強化の考え方について記述してください。

カ 重症心身障がい者通所事業の役割と活動【三園福祉園のみ】

キ 短期入所事業の役割と活動【赤塚福祉園のみ】

ク 緊急一時保護事業の役割と活動【赤塚福祉園のみ】

ケ 特定相談支援事業の役割と活動(予定含む)【赤塚福祉園のみ】

コ 地域活動支援センター事業等についての考え方【障がい者福祉センターのみ】

地域活動支援センター事業、高次脳機能障がい普及支援事業、障がい者虐待防止センター業務、相談支援事業、基幹相談支援センター事業の役割と活動及び地域生活支援拠点等についての考え方について、記述してください。

サ 高島平福祉園と障がい者福祉センターの一体的運営についての考え方【高島平福祉園又は障がい者福祉センターのみ】

シ 利用者や利用者家族からの相談(相談援助)に関する考え方

ス 障がい者の重度化及び多様化などへの対応に関する考え方

福祉園は、セーフティーネットとしての役割を担っているため、民間施設に比べ、障がいの程度の重い利用者が多く在籍しています。

指定管理者制度のもとにおいても、セーフティーネットとしての役割や、サー

ビス水準の維持が求められています。

次期指定管理者が管理する福祉園は、障がいの程度の重い利用者が多い状況を引き継いで運営にあたることになりますので、こうした状況も踏まえて、記述してください。

セ 医療的ケア者(児)への対応に関する考え方

ソ 職員配置に関する考え方 職員配置について、次に掲げる内容に沿って、記述してください。

- ・職員配置は、経験及び年齢のバランス(均衡)を取り、知識及び技能の継承を円滑に行えるよう、法人内異動も含め、配置を行ってください。
- ・施設長を配置し、施設長は指定管理者の常勤の正規職員とします。
- ・その他職員配置の考え方については本要項「5 職員の配置」を参照してください。

タ 職員配置表 様式6-1～6-3

チ 労働環境チェックシート 様式7

ツ 職員の人材育成(人材育成の方針及び研修計画など)

テ 職員の確保・定着への支援

ト 事業計画についての考え方

年間計画・月間計画・週間計画・日課、個別支援計画の区分で記述してください。

ナ 事業計画書

事業の考え方については、「事業関係書類」において別途、提案いただいていますので、この「事業計画書」では、具体的な事業に絞って、その計画を示してください。

ニ 送迎

- ・送迎は、委託を原則とします。
- ・園は、受託者に、管理車両の運行業務(定期運行、臨時運行／施設外活動に伴う運行、自動車管理責任者及び運転手の配置、日常点検及び清掃、運行に付随する業務、事故処理全般に関する事務など)を委託してください。

ヌ 行事

季節行事、地域行事、外出行事などの区分で、記述してください。

ネ 食事提供(給食)

食事提供(給食)全般、アレルギー対応、食事介助、衛生管理の区分で、記述してください。

<食事提供(給食)全般>

栄養管理の考え方、障がい者の状況(例：嚥下障がい)を踏まえた対応、栄養目

標(栄養目標量・エネルギー必要量等)に関する考え方、利用者への食事提供の記録、献立の考え方・献立表の配布など。

<アレルギー対応>

利用者のアレルギー症状の状況の把握、除去食の考え方、アレルギー対応の申請・変更・解除、栄養目標及び献立、配膳など。

<衛生管理>

給食従事者の衛生管理、給食施設・設備の衛生管理、食品・食器の衛生管理、検食・保存食など。

ノ 健康管理(感染症対応を含む)

健康観察、健康診断、応急措置、事故発生時の対応、与薬(服薬介助)、職員の健康管理、感染症対応などの要素を踏まえ、記述してください。

ハ 虐待防止・早期発見の取り組み

ヒ 苦情解決の取り組み

フ 個人情報保護の取り組み

ヘ 家族との連携

保護者会の実施や保護者の行事への参加、連絡帳などによる家庭と利用者の状況共有などについて、記述してください。

ホ 地域との連携

園だよりの配布、園の行事への地域住民の参加、ボランティアや実習生の受け入れなどの要素を踏まえ、記述してください。

マ 施設の維持管理の取り組み

ミ 防災・防犯の取り組み

災害時の避難方法、関係機関への通報・連絡体制、防災訓練などの要素を踏まえ記述してください。

ム 類似施設の運営

メ 法人の自主事業及び独自サービス

送迎バスの複数施設による共同運行など、創意工夫ある自主事業及び独自サービスについて、ご提案ください。

モ 令和8年度に係る指定管理料積算書 様式8

ヤ 施設長予定者の経歴書

ユ 施設の並行運営(引き継ぎ)について【新規法人のみ(現運営法人は不要)】
様式9

施設の引き継ぎについての方法、考え方などを記載して下さい。

③ 参考資料

「事業関係書類」の参考資料として、マニュアルなどがある場合には1つのファイルにまとめて、提出ください。

12 応募にあたっての留意事項

(1) 著作権の帰属等

応募書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、区は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で利用できるものとします。また、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

(2) 提出書類の情報公開

提出された申請書類等は東京都板橋区情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。ただし、非開示事由(同条例第6条第1項第1号～第5号)に該当する場合は非公開とすることができることから、情報公開請求があった際には、必要に応じて区と応募者が協議するものとします。

(3) 費用の負担

応募に関し、必要な経費は応募法人の負担とします。

(4) 使用言語及び単位

応募書類等における言語は日本語、単位はメートル法を使用してください。

(5) 資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

(6) 経営状況の評価

法人の経営状況は、提出された決算書等に基づき、税理士等の専門家に区が委託し点検・評価を行います。

(7) 個別接触の禁止

事業者は、申請書を提出してから指定管理者候補団体を選定するまでの間、当該選定委員会の委員及び本区職員等、本件関係者に対する本件申請についての個別接触を禁止します。

(8) 追加資料の提出

区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(9) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は「辞退届」を提出してください。様式は自由としますが、事業者の代表者氏名(押印)及び辞退理由を明記してください。

13 選定について

(1) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては「板橋区立福祉園等指定管理者候補選定委員会設置要綱」に基づき設置された選定委員会において、第一次審査(書類審査)及び第二次審査(財務評価・プレゼンテーション)を実施し、指定管理者候補団体として選定します。

(2) 第一次審査(書類審査)

第一次審査は書類による資格審査を行います。

第一次審査を通過した団体が第二次審査に進むことができます。第一次審査の結果は、個別に通知します。

(3) 第二次審査(プレゼンテーション)

第一次審査を通過した団体を対象として、プレゼンテーション及び質疑による第二次審査を行います。

プレゼンテーションは、1法人15分の予定です。別紙5「選定基準」の審査項目を踏まえて作成してください。

対象団体へは、第二次審査の開催日時・場所等を個別に通知します。プレゼンターは各団体3名以内とさせていただきます。

(4) 選定スケジュール(予定)

指定管理者の公募の開始から、指定管理者の管理業務開始に至るまでのスケジュールは以下のとおりです。

内 容	時 期
公募の周知開始	令和7年6月30日(月)
質問受付期間	令和7年6月30日(月)～7月17日(木)
公募説明会・施設見学受付	令和7年6月30日(月)～7月11日(金)
公募説明会・施設見学	令和7年7月18日(金)～25日(金)
質問回答予定日	令和7年7月22日(火)以降順次
応募書類受付	令和7年7月29日(火)～8月1日(金)
書類・プレゼンテーション審査	令和7年9月
指定管理者の指定	令和7年10月～12月
区との協議開始	令和7年12月以降
引継ぎ期間	令和8年1月～3月
協定書の締結	令和8年3月
業務開始	令和8年4月1日

14 選定基準

- (1) 福祉園及び障がい者福祉センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の効率化が図られること。
- (2) 福祉園及び障がい者福祉センターの管理運営を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有すること。
- (3) 福祉園条例第3条の2に規定する事業のほか本募集要項記載の事業を適切に実施できること。

※選定基準の詳細については別紙5「選定基準」でご確認ください。

15 候補者選定結果

選定結果は全ての応募法人に文書により通知いたします。

指定管理者の候補に選定された団体と仮協定を締結します。

なお、審査内容、選定理由についての個別の問い合わせにはお答えできません。

16 指定管理者の決定

区長は、区議会の指定の議決が得られた候補団体を指定管理者として指定します。

指定管理者を指定した時は、速やかに指定議決結果を告示するとともに、指定管理者に指定の通知をします。

※指定管理者候補として選定されても、区議会の議決が否決となった場合には指定管理者として指定することはできません。

17 決定後の手続き

(1) 事業者と区の協議

指定管理者の候補に選定された団体(第一交渉権者)は、区との事前協議を行うものとします。第一交渉権者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった団体(第二交渉権者)と協議を行うものとします。

(2) 協定の締結等

① 協定の締結

区議会の議決を得て指定管理者として指定された後、区と指定管理者は双方協議の上、施設の管理運営業務の具体的な内容や指定管理料の額や支払い方法などについて最終的に定めるため、協定を締結します。

協定は、指定期間中の基本的事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」の2種類を締結します。

② 基本協定の主な内容

- | | |
|------------|-------------|
| ・ 協定の目的 | ・ 指定期間 |
| ・ 年度協定の締結 | ・ 管理業務の範囲 |
| ・ 指定管理者の責務 | ・ 責任者の配置 |
| ・ 会計区分 | ・ 管理業務経費の支払 |
| ・ 個人情報の保護 | ・ 情報公開の遵守 |

- ・ 事業報告
- ・ 立ち入り検査等
- ・ 環境マネジメントシステム
- ・ 施設補修料
- ・ 指定の取消及び引継業務
- ・ 災害・事故等への対応
- ・ 第三者代行、権利譲渡の禁止
- ・ 暴力団等の排除
- ・ 施設補修料
- ・ 自己評価及びモニタリング、評価の実施
- ・ 事業計画書の提
- ・ 事業計画書の提出
- ・ 防火管理者に関する業務
- ・ 損害の賠償
- ・ 区内経済への貢献
- ・ その他区長が必要と認める事項

③ 年度協定の主な内容

- ・ 協定の目的
- ・ 管理業務
- ・ 職員配置
- ・ 請求及び支払い
- ・ 事業の履行確認
- ・ 協定の期間
- ・ 事業計画
- ・ 管理経費
- ・ 管理経費の精算
- ・ その他区長が必要と認める事項

18 業務の引継ぎ及び原状回復義務

(1) 現在の指定管理者からの引継ぎ

指定を受けた後、次期指定期間当初から円滑な業務遂行が可能となるよう、令和8年1月から3か月間を並行運営期間として、現指定管理者から十分な事務引継ぎ及び業務の習得を行っていただきます。

なお、引継ぎで生じる経費は、人件費や資料作成経費等、現指定管理者に係る経費を除き、原則として次期(後任)指定管理者の負担とします。

(2) 指定管理期間終了後の次期(後任)指定管理者への引継ぎ

指定管理期間が満了した時(継続して指定管理者に指定された場合を除く)、又は指定が取消されたとき等は、施設・設備等の原状回復をするとともに、次期指定管理者に十分な事務引継ぎ等を行い、区にも引継ぎ状況等の報告をお願いいたします。

併せて、管理運営に必要な情報(書類・データ等)を提供してください。

19 指定の取消し等

(1) 区による指定の取消し等

区は、指定管理者が以下のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部を停止させることができることとします。

なお、この場合、指定管理者の被った損害に対して区は損害責任を負いません。

- ① 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき
- ② 指定管理者が東京都板橋区立福祉園条例第12条に規定する管理の基準等を遵守しないとき
- ③ 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による福祉園の管理運営を継続

することが適当でないとき

(2) 管理業務の継続が困難となった場合

指定管理者の管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに区に申し出なければなりません。指定管理者の責めに帰すべき事由による場合は、区は指定を取り消すことができるものとします。この場合、区は、取消しにより生じた損害につき当該事業者に対して、損害賠償請求をすることができるものとします。

20 本件公募に関する担当

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所 南館3階24番窓口
福祉部 障がい政策課 施設係「指定管理者公募担当」
電 話 : 03-3579-2363
FAX : 03-3579-4159
E-mail : f-shisetu@city.itaBashi.tokyo.jp

※募集要項の内容等に関する個別・具体的な質問については、電話等ではお答えしておりません。本要項「9(2)⑤質問の受付」によりご質問くださるようお願いいたします。